

消費税率10%への引上げ後の住宅取得に

メリットが出る支援策!

正しく知って
賢く使おう!



【消費税率の引上げに伴う4つの支援策】

併用可能です!

※裏面の(注)を参照

1

住宅ローン減税の控除期間が13年間

(建物購入価格の消費税2%分減税(最大))

※新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響で期限内に入居できない方への措置も追加

2

すまい給付金は最大50万円

3

贈与税非課税枠は最大1,500万円

(令和2年4月以降の契約の場合)

4

**新築最大35万円相当、リフォーム最大30万円相当
次世代住宅ポイント** [新型コロナウイルス感染症対応]

※新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月31日までに契約できなかった方が対象

詳細は裏面をご覧ください

1 住宅ローン減税の控除期間が13年間

概要 住宅ローン減税の控除期間が13年間。適用年の11～13年目までの各年の控除限度額は、以下のいずれか小さい額。
・住宅借入金等の年末残高(4,000万円※を限度)×1%
・建物購入価格(4,000万円※を限度)×2/3%(2%÷3年)
※長期優良住宅や低炭素住宅の場合:借入金年末残高の上限:5,000万円、建物購入価格の上限:5,000万円

対象者 消費税率10%が適用される新築・中古住宅の取得、リフォームで令和2年12月末までに入居した方

備考 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により入居が期限(令和2年12月末)に遅れた場合でも、一定の期日までに住宅取得契約を行っている等の要件を満たした上で令和3年12月末までに入居すれば、特例措置の対象となります。

お問合せ先

お近くの税務署へ

(上記備考欄の措置を活用して住宅ローン減税の適用を受ける場合、確定申告時に「入居が遅れたことを証する書類」等が別途必要です。詳しくは下記国交省 HP をご覧ください。)

2 すまい給付金は最大50万円

概要 収入に応じて現金を給付。消費税率10%の場合、収入の目安は775万円以下、給付額は最大50万円。

対象者 消費税率8%、10%が適用される新築、中古住宅の取得で、令和3年12月末までに引渡しを受け、入居した方
※住宅ローン利用/現金取得のいずれの場合も対象

お問合せ先

すまい給付金事務局
<http://sumai-kyufu.jp>



0570-064-186 ナビダイヤルは
通話料がかかります
受付:9時～17時/土・日・祝含む / PHSや一部のIP電話からは 045-330-1904

3 贈与税非課税枠は最大1,500万円

概要 父母や祖父母等の直系尊属から、住宅取得資金の贈与を受けて住宅を取得した場合、最大1,500万円までの贈与が非課税(令和2年4月以降の契約の場合)

対象者 消費税率10%が適用される新築・中古住宅の取得、リフォームで、令和2年4月から令和3年3月末までに契約を締結した方(令和3年4月から12月末までに契約を締結した方は最大1,200万円までの贈与が非課税)

お問合せ先

お近くの税務署へ

4 新築最大35万円相当、リフォーム最大30万円相当 次世代住宅ポイント【新型コロナウイルス感染症対応】

概要 消費税率10%で一定の省エネ性、耐震性、バリアフリー性能等を有する住宅や家事負担軽減設備に資する住宅の新築・リフォームを行う場合、商品と交換可能なポイントを付与。

対象者 新築住宅の取得、リフォームで、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月31日までに契約できなかった方で、令和2年4月7日～8月31日までに契約を締結等した方

お問合せ先

次世代住宅ポイント事務局
<https://www.jisedai-points.jp>



0570-001-339 ナビダイヤルは
通話料がかかります
受付:9時～17時/土・日・祝含む / PHSや一部のIP電話からは 042-303-1553

(注) ②～④を住宅ローン減税と併用する場合、交付額や受贈額を住宅の取得価額等から差し引くことが必要になる場合があります。

詳しくは国土交通省のHPへ <http://www.mlit.go.jp>

